

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【48】」

2. 日時：令和4年7月26日(火) 17時00分～19時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長、他7名(7名のうち、3名はTV会議システムにより出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、衛藤原子力規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所第34号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:12	それでは、昨日提出された資料、
0:00:17	ですねすみません。基本設計方針のところに入る前に、ちょっと1ヶ所だけ、確認しなきゃいけない宿題が残ってたところがあるのでまずそれだけ確認をしてそのあと、その基本設計方針の方に移りたいと思います。資料で言うところの25ページをお願いします。
0:00:31	25ページで前回、
0:00:35	フローの一番下の段のところの加圧器室っていうのがここに入るのは、これまでの説明で合ってるんですかってしたっけっていうところを確認したんですけどここについては、
0:00:47	確認結果について、すみません説明してもらってもいいですか。
0:00:51	はい。関西電力吉田でございます。一番左の下の方に黄色ハッチングしてある、設計目標②を適用する。
0:01:02	設計について、ループ室加圧器室上部シンプル配管室ということで、前回のフローでは、この三つともですね、加圧器、その感知器等を設置できる取付面がなく有効に火災の発生を感知できない場所と、
0:01:19	いうところから、この設計の方を来てたんですけども、加圧器室上部については、取付面の高さが、消防法施行規則で規定される高さ以上と。
0:01:31	ということで、これ審査会合のときに、提示していた政治所に記載ありましてその後の修正でも、そのままの記載になっていると。
0:01:41	いうところが確認できましたんで、加圧器室上部については、まず、取付面の高さが、消防法施行規則で規定される高さ以上の場所かと。
0:01:53	いうところで、右にYesで飛んで、作業員の被ばくの恐れのある場所かというところでYESに飛んで、この設計目標②のこの箱の
0:02:04	ところに流れてくると、こういった流れでくるというところで整理をしてフローを見直しました。
0:02:13	熱感知方式についても同じように見直しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	すいません規定刀禰です。あれですかね。
0:02:32	消防法施行規則以上の高さであるっていうところは変わっていないけども最終的な何か最終的な
0:02:40	設定本水準を達成するところの理由は変わったっていうこと。
0:02:47	そうですね関西電力吉沢です。アナログ式の煙感知器を設置可能な取付面に設置した上で、
0:02:59	隣接あるエリアの感知器等を兼用という設計については、加圧器室上部も、この設計になるのは変わらないですけども、この設計に至るまでのフロー。
0:03:12	流れが少し、前は間違っていたと。
0:03:17	ということで、今回適正化しております。
0:03:25	すいません規制庁のようです。
0:03:29	取付面高さのところでYに行ったと、作業員被ばくはに行くのはわかるんですけど作業員被ばくが、法令もしくは集団線量を超えるってところの説明って、今までしていただいたことありましたっけ香月サトウ郎。
0:03:45	ですね。
0:03:47	はい。関西電力吉澤でございます。加圧器室と、ループ室については
0:03:55	空気吸引式、
0:03:57	梁を設置した場合にどうなるかというところの評価は行ってないんですけども、アナログ式でない熱感知器、あと煙感知器、
0:04:08	飯尾、低い場所に設置できるというところで、干渉物等の考慮から、設置可能と、被ばくについても問題ないというところで、
0:04:19	この最終的にこの設計になっていると。
0:04:24	いうふうに整理してます。
0:04:39	すいません規制庁のようですちょっとよくわからなくなったのでもう一度確認なんですけど、加圧器室は、
0:04:45	被ばくが問題超過する被ばくのんの関係で、線量限度とか集団線量が超過する恐れがある場所だということなんですよねって言えずに飛んでるんですよ。
0:04:57	下関西電力吉田です。加圧器室上部はグレーチングが多層に設置されている場所で、上の部分は放射線量が低いんですけども、
0:05:11	下の大部分は放射線量が高い場所、それはループ室も同様なんですけど、そういった環境にありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	全体的に取りつく天井高さが20メートル以上というところで、ただ、放射線量が高いんだけども、
0:05:32	設置できる感知器がアナログでない熱感知器で、低いところに、アナログの煙感知器、これを設置する。
0:05:43	意外に難しいというところで、
0:05:49	ループ室等とはまた別の
0:05:52	流れで、最終的には同じ設計に辿り着いて、
0:05:57	います。
0:06:00	はい、板野今野承知しました。
0:06:03	これに、あれですかね、5月の17日の会合の説明に、
0:06:10	からちょっと追加して、
0:06:15	取付面高さだけじゃなくて被ばくも含めて最後このフローで、最後ちょっと整理をし直したっていうそういう感じになるんですかね、これについて、規制庁側を含め何かコメント等あればお願いします。
0:06:31	はい。清常務、完成量から何かございますか、特段ありませんか。
0:06:37	それでは、ちょっと今回こういうふうに整理をし直したということで承知をしました。これについては承知をしました。
0:06:44	次ですね、基本設計方針の方に移りたいと思い、
0:07:09	すいません規制庁のようです。資料で言うところの8ページからのところだと思うんですけど、
0:07:19	そうですね。ちょっとすいません。まず選定と設置で分けていこうと思うんですけど、まず選定のところ、私が、
0:07:31	そうですね。
0:07:36	基本的にはコメントしたところはすべて直っていて、特段何ていうかね説明のところ、口頭で追加で説明しなきゃいけないようなところも特段、
0:07:48	選定のところについては何も無いと思ってよろしいですか。
0:07:52	関西電力の方からすいません何かあればお願いします。
0:07:58	関西電力吉澤でございます。
0:08:01	8ページなんですけども、ポツの火災感知設備というところ、冒頭の記載を今回赤字で追加しております。
0:08:13	その中で、また選定の話からずれるんですけども、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリア、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	に完済感知器を設置しない設計という記載についてはこの部分に移行して、記載するようにしました。ただ、ちょっと提出した後ですね、
0:08:35	基準等、確認したところ、少し記載を、基準に合わせた方がいいかなと思った部分がありまして、それは設計基準対象施設の安全性、
0:08:49	及び重大事故等対象施設の重大事故等に対処するために必要な機能が、という部分を、これは技術基準規則、
0:08:59	の記載でいくと、設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないことというのと、あと重大事故等対象施設が、
0:09:11	火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことというふうに記載されてますんで、
0:09:21	その記載をそのまま使うような文章に、ここはちょっと修正したいというふうに今考えています。
0:09:32	あとですね、火災感知器の選定というところの、感知器にはという真ん中の段落ありますけども、
0:09:44	感知器にはアナログ式の煙感知器アナログ式の熱感知器、アナログ式でないが、炎が発する赤外線または紫外線を検知するため、
0:09:55	煙や熱が感知器到達時間遅れがなく、火災の早期感知優位性がある、アナログ式でない炎感知器というふうにあるんですけど、このアナログ式ではないなど。
0:10:08	いう部分、これは最後のアナログ式ではない、炎感知器という記載とかぶっている。
0:10:16	というふうに思われますんで、このアナログ式ではないなという記載については、削除をしたいというふうに今考えているところでございます。
0:10:37	すいません規制庁の岩野です。
0:10:40	承知しました。
0:10:42	ちょっと1点だけ特に何かおっきな話がなさそうであれば1点だけ細かいところで、9ページのところの、
0:10:49	一番上から3行目のところ、2行目の後半から3行目のところの赤字のところのアナログ式の、
0:10:57	感知器を優先して、使用することを基本とするって書いてあるんですけど、ここは感知器だけでいいんですかね。
0:11:05	前段のところは感知器等は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:08	アナログ執行サトウ5世紀のあれにっていうと、感知器等はっていうところから始まってんですけど、
0:11:14	ここは感知器を優先して使用するんだって、これは何か検出器は、
0:11:19	対象するん。
0:11:21	均質では、
0:11:22	該当するものがないから外してるとかそういう考えがあってですか。
0:11:26	はい。関西電力吉田でございます。ここについては火災防護審査基準、
0:11:33	をそのまま適用する形で、
0:11:38	早期に火災を感知するための方策という部分に、平常時の状況監視かつ、火災現象を把握することができるアナログ式の感知器、
0:11:48	を用いられていることというふうに書いてあってここは、感知器等ではない、なかったんで、それをそのまま記載するようにしています。
0:11:58	次、実際として検出装置に、そういったアナログ式というものは無いということもあわせてお伝えさせていただきます。
0:12:09	すいません規制庁の米津アナログ式の検出器とかはなくてそういうものはないので書いてないと、そういうことですかね。すいません。ありがとうございます。
0:12:19	すいません選定に関しての部分に関して、規制庁側から、あ、すいません。
0:12:29	規制庁西内ですけど、選定というか今追加で説明いただいたポツの大项目的なところ、
0:12:37	の話で、燃取用水ピットエリアと法、復水ピットエリアをここに書きましたって話があったんですけど、
0:12:43	感知設備で見ると、私ここうでいいのかなという気はするんですけど、一方でちょっと気になってたのが消火設備の方なんですよね。
0:12:51	衛藤。
0:12:53	13ページのところ、
0:12:57	13ページのただし書きですね真ん中辺のところのただし書きがあると思うんですけど、
0:13:03	ここ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:05	の記載等、
0:13:07	要は感知設備のほうの記載でそれぞれ設置しない理由が何か違うんですよね。所感知設備はもともとと同じ理由だったはずなんですけど、
0:13:16	感知器の方についてはカンセキバックフィットの趣旨を踏まえて、火災のハザードっていうものに対してそもそも機能喪失しないこととか、それを踏まえて設置しないというふうに直したと思うんですけど。
0:13:28	確かに要求上は感知器バックフィットに伴って直してる部分なんですけど、考え方としてはこれ消火設備も一緒だと思うんですよね。
0:13:38	なので、何かちょっと思ったのは、
0:13:40	今感知設備の頭に出したんですけど、
0:13:45	ページで言うと、例えば、
0:13:48	8 ページ 7 ページ。
0:13:51	7 ページからは後から始まる (2) の感知及び消火ってあるじゃないですか。
0:13:56	この感知及び消火の一番最初に、ただし書きとかでまとめて書いた方が、
0:14:03	なんかわかりやすいのかなっていう気もしつつ、ちょっと感知設備と消火設備のところでは理由が違う部分が若干気になるっていうところですね。
0:14:15	はい。関西電力吉田でございます。火災の感知及び消火というセットで、火災の影響限定ということ踏まえると、
0:14:26	設置しない理由は同じであるべきというふうにこちらも考えます。ですんで、ちょっと今、感知器の方だけ理由を、バックフィットに合わせて、
0:14:38	修正しておりますけども、そ、これに伴って消火設備も同じ理由にならないと、ちょっと整合しないのかなと思いますんで、
0:14:49	感知設備と消火設備、これを合わせて、括弧 2 の 7 ページの (2) のアの部分にまとめて、
0:14:59	記載する方が綺麗なかなというふうに今思っております。
0:15:06	規制庁西内です。
0:15:09	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:11	まとめて書くか、別に感知と消火それぞれで書いても、正直どちらでもいいと思うんですけど、まず確認したかったのは何か違うんでしたっけ同じなんでしたっけっていう部分でそこに関しては同じだと思っているっていう回答があったと思いますので、
0:15:24	であれば現状だと多分表現しきれてない部分かなと感じましたのでそこは適切に修正をいただいて、
0:15:31	今後補正申請するのであれば補正で反映いただければいいのかなと思います。
0:15:36	どちらでも書きたいことが予定されていれば問題はないと思いますので、はい。
0:15:41	関西電力吉澤でございます。今回化、感知設備について、理由を見直しておりますけども、この理由に統一して、
0:15:52	せ、記載場所については（２）の部分にまとめて記載したいというふうに考えております。
0:16:05	江藤規制庁西内です了解しました。
0:16:09	割と（２）は、何か、全体ばくっとした記載になってるのでどこにどう入れるかも含めてしっかり検討いただいて反映いただければと思います。
0:16:20	はい。関西電力よさですし、承知しました。
0:16:36	失礼しました、規制庁の奥でございます。資料の整合性について１点確認をさせていただければと思います。
0:16:42	８ページの下の方に検出、また、検出装置にはっていうところで始まるぐらいあると思うんですけども、ここでいろんな機器が出て参ります。一方、出していただいた添付２、
0:16:52	通し番号でいくと 26 ページ。
0:16:59	こちらの方に火災感知設備から感知器検出装置、具体的にこういう機器ありますということで整理していて非常にわかりやすかったですけども、比べていきますと、ちょっと一つ整合しないところがありまして、検出装置の中に、アナログ式でない防爆型の熱検出装置と、
0:17:16	というのが、４ポツにあるんですか。これがちょっと８ページの中には見当たらないなど。
0:17:23	そこちょっと確認をさせていただければと思います。
0:17:42	関西電力吉澤でございます。
0:17:45	検出層、

※１ 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※２ 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:50	関西でのクマクラですと、今おっしゃっていただいたアナログ式でない防爆型の、
0:17:57	熱検出装置、
0:17:59	でよかったですでしょうか。
0:18:05	おっしゃる通り、関西電力は倉です。
0:18:07	とおっしゃる通りでしてアナログ式の防爆型の熱検出装置ですけれどもそちらの方が、記載がちょっと漏れているところがありまして、
0:18:18	8ページの引火せ8ページの下から3行目の引火性気体が滞留する恐れがある場所。
0:18:25	こちらで、本来だったら記載するべきものだと、そういうふう認識しておりますので、その点については、追記させていただいて提出させていただきたいと思ひ
0:18:35	規制庁の奥でございます。了解しましたよろしく申し上げます。
0:18:48	すいません規制庁の岩間です。すいませんあとちょっと細かいところで恐縮なんですけど、8ページ目のポツの一番最初の、
0:18:58	段落の一番最初の業務ところなんですけど、火災感知設備は、火災感知器って括弧が、
0:19:04	飛んで及び樹脂火災受信機盤を設置して書いてある。
0:19:11	ここ何か文章おかしくないですかね。多分、火災感知設備のうち火災感知、
0:19:18	そうですね。
0:19:20	火災感知器は火災感知器及び火災受信機盤を設置し、
0:19:25	ていうのはこれは何か書きたい文章としてあってます。
0:19:41	はい。
0:19:44	関西電力熊倉です。今ご指摘いただいたところなんですけれどもここで言いたいのは、火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、
0:19:56	火災区域または火災区画の火災に対し火災を早期に関する設計とすることが、
0:20:03	記載しなかったことですので、そのことが伝わるように、今火災感知設備はと書いてますけれども、そちらは火災感知設備としてと書けば、我々が主張したいことが伝わるのかなというふう思っております。修正させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	はい、規制庁のように説明しました。すいません修正のほうよろしくをお願いします。
0:20:27	オノオクでございます。これちょっと非常に記載の適正化に関する目的なんですけども、
0:20:33	9 ページ。
0:20:35	へえ。
0:20:36	括弧Aの一番最後のパラになると思いますが、感知器等の組み合わせについて、土門所ですが、4 行目に上記で選定しと。
0:20:45	ふうに出てくるんですけど、これもう少し丁寧に書けないかなと思ひまして例えば、上記の方針により選定しとか、その方にそのように直された方がよろしいかなと思ひました。
0:20:58	関西電力吉田でございます。ここについては、上記の方針で選定し、というところで方針という言葉を追加させていただきます。
0:21:12	提供の奥でございます。よろしくをお願いします。
0:21:22	すいません規制庁の依田です。それでは選定に感染提督後誤動作防止の組み合わせのこの a ポツ、両括弧Aのところについて、
0:21:31	特になければ、次の設置の方に移りたいと思ひます。
0:21:36	あと設置の方ですけど、
0:21:41	設置の方は、すみませんちょっとどこが変わったのかっていうところを簡単に説明していただいてもよろしいですか。
0:21:51	はい。関西電力吉田でございます。設置についてはまず 9 ページで、上記の（エ）火災感知器の選定誤動作、誤作動の防止及び組み合わせで選定する感知器等の設置にあたりと、
0:22:08	いうところで、選定して選択した感知器を設置するにあたって、設置方法をこうすると。
0:22:19	いうふうな記載に修正しております。これがまず一つです。あとともとも消防法施行規則第 23 条第 4 項、
0:22:31	以下消防法施行規則というふうにしてございましたけども、消防法施行規則というのは
0:22:40	後段の消火設備等でも記載しておりますんで、こういった訳し方は、やめるということで削除しております。あと感知器と同等の機能を有する機器と、
0:22:52	いう文言については検出装置というふうに変更してます。
0:22:58	あと環境条件を考慮しということを、ここでも書いていたんですけども、ここは基準通りに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:08	設置するという記事を記載したい部分でしたんで、環境条件については、後段のただし書の方に移動して、削除してございます。
0:23:21	次の10ページいきまして、
0:23:24	ただしというところで、ここは基準通りに設置することができない、或いは設置することが適切ではないというところの記載になりますけども、
0:23:35	まず環境条件への記載を、先ほどの前段の部分から、こちらのただし書きの部分に、
0:23:45	落としてきておりまして、取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響を取りつけ場所ということで、移動は2の順番と整合するように、
0:23:58	言いません。並べかえております。
0:24:01	で、以下のから2に該当する場所は、消防法施行規則第23条4項に基づく条件を満足しないため、
0:24:12	感知器等を火災防護審査基準に定められた方法で設置することができないというふうに、まず書きまして、開業して、
0:24:22	また感知等の設置、または保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下の方に該当する場所は、
0:24:34	火災防護審査基準に定められた方法で設置することが適切ではないということで、からに、同法については、
0:24:44	理由ですね、これを書き分けています。あとその下に、からホこれを並べるんですけども、からに当方で、
0:24:55	見だしをそれぞれ分けて記載することで、条件が違うということを明確にしています。
0:25:10	前回コメントがあった。
0:25:13	ものに対する対応については、こういった部分、
0:25:18	主な修正、
0:25:21	10人。
0:25:31	あと12ページですね。
0:25:33	前回消防法施行規則第23条4項の適用対象ではない、屋外地下タンク、トンネルと、
0:25:44	いうふうに適用対象でないというふうに記載、
0:25:50	していたんですけども、適用対象でないというふうに明確に記載するのは、屋外、屋外のみというふうに修正しています。また設計については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	設置方法を記載すべきというところで、コメントありましたんで、そういった設置方法に関する設計方針の記載に、
0:26:13	修正します。その下に、屋外に準ずる場所としてというふうに書いてますけども、
0:26:21	ちょっと提出後、
0:26:23	改めて検討したところ、消防法施行規則に準じて設置という場所なんで、どっちかという、屋内に、
0:26:34	準ずる場所とした方が、
0:26:37	適切かなというふうに今、思いまして、
0:26:42	オク屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは、消防法施行規則に準じて設置で、タンクは、
0:26:53	油火災の早期感知に有効な取り付け場所に設置する設計とすると。
0:26:59	いうふうに記載をしております。
0:27:09	規制庁のような説明
0:27:11	をありがとう。
0:27:12	ここについては、そうですね。
0:27:18	最後の、何でしたっけ、屋外とかあと、
0:27:24	海水管トンネルとかの、こういった場所なんですけど、基本的には
0:27:30	すいませんすいません、屋外だけです、
0:27:34	あと海水管トンネルだけです、タンクについては設置の方法とか設置する感知器自体が変わったので、積が変わったと思うんですけど、
0:27:41	屋外と、等改善管トンネルについては、
0:27:45	新基準の審査の時から設置方法なり、管つきの種類なりは変わってないってことですよね。
0:27:54	わかりました。
0:27:57	そうですね。何か前回のヒアリングの時に右側、左側のところに、
0:28:03	現時点の基本設計、変更前の基本設計方針並べたら、未変更がわかりやすいかなという話もあったんですけど、
0:28:13	結局あれですかね屋外と、あと海水管トンネルについては、
0:28:18	どういう。
0:28:20	変更前の時点でどういう記載になっていて、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	変わったような、設計が変わったような書きぶりになってると認識したらいいんですかね。
0:28:33	すみませんちょっと何か
0:28:35	うまく質問できなかつたんですけど、
0:28:39	カワセ期は変わってないけど、変わってるような、に見える基本設計方針に関わっているという説明になるのかどうなのかっていうところをちょっと確認させてください。
0:28:52	はい。関西電力吉田でございます。真木工認の基本設計方針では、特に屋内、屋外であるとか、
0:29:03	こういったタンクとかトンネルとか、そういった場所に対して、具体的な設計についてはとりわけ書いてございませんで、
0:29:14	環境条件を考慮し火災を早期に感知できるよう、異なる種類の感知器とを設置という、そういった一般的な概要、
0:29:27	設計、こういったものを変えていると、いうことで、
0:29:32	この、この中で、
0:29:36	異なる種類の新言や種類の
0:29:40	感知器、これを設置していると、いうことで設計自体は変わっていないんですけど、今回は感知器バックフィット、
0:29:51	というものを踏まえまして、場所ごとに環境条件を考慮して、一つ一つ設置していくというところで、こういったちょっと、
0:30:02	屋外であるとか、オク屋内に準ずる場所とか消防法施行規則に照らして、ちょっと例外的な扱いになる場所、
0:30:14	の設計を特出しして、記載しているというものでございます。これは真木工認ではこの消防法施行規則に従いと、
0:30:24	いうところの基準はなかったもので、こういった例外的な場所というところの考慮は必要なかったんですが、今回は消防法施行規則と、
0:30:36	いうものが、一つ、基準に入ってきてますんで、これに照らし合わせて、
0:30:43	それ通りなのか、それに準じるのかというところで、仕分けして、こういった記載を上げています。
0:30:53	いう整理にしております。
0:31:01	はい、規制庁のようなですね、説明については承知をしました。
0:31:06	あとちょっとお待ちください。
0:31:13	すみません規制庁側からこれについて何かあればお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	規制庁西内ですけど。
0:31:27	ちょっとまず屋外の方、12ページのまず1段落目の方からですけど、
0:31:35	まず今まで、まずさっきも話あったように、新基準工認、新基準の時には、設置方法は基準としてはそもそも明確になってなかった部分だったので、
0:31:45	書いてませんでしたと。
0:31:47	ただ今回明確化をして、今までの設計を変更するものではないっていうのは従前から話があったと思うんですけど、
0:31:55	一方で、今、記載してあっては下限となりうる設備をっていうことしか書いてないんですけど、
0:32:01	今までの設計方針って、守るべき設備も含んで書いてなかったでしたっけ、派遣だけでしたっけ。
0:32:10	多分委員会、意見聴取とかやってたと思いますけどその時にも派遣と、あとは守るべき設備を、
0:32:18	とらまえて、
0:32:20	設置してました。それ以外の部分で可燃物を置かないところはちゃんとそういう運用管理をしますっていうセットで説明されたと思っていて、まず現時点で今まで説明された内容と違う印象を受けたんですけどそこはどうでしたっけ。
0:32:35	自治体で言うと多分、例えば空冷DGの火災区画区域区域については、実際イコールだと思うんですけど、趣旨としてはその二つ、2点があったとっていたんですけど。
0:32:52	関西電力吉田でございます。新規制の時は
0:32:57	重要な機器、
0:32:59	等、
0:33:00	に対する火災の影響を限定というところで基本設計方針は記載しておりましたけども、は下限に対してであるとか、
0:33:10	その機器そのものに対してとか、そういった設置方法については、具体的には設計方針には書いてなかったというそういった事実でございます。
0:33:21	今回は設置方法も含めて、具体的に書くということなので、も、これは新規制の時から、こういった考えで、
0:33:31	設置してるんですけども、8下限、かつ、重要な機器等という中くうする部分に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	あるんですけども、発火に対して、設置というふうに記載しております。
0:33:49	規制庁ニシウチですけど、
0:33:52	衛藤。
0:33:53	今、資料が手元があれば見て欲しいんですけど、平成30年10月30日に、火災感知器の設置に関する、公開会合や、事業者と規制庁かでやらせていただいていると思うんですけど、
0:34:06	その資料の中で、明確に事業者としては今までこうやってましたってのが書かれていて、
0:34:11	火災防護対象機器等と火災元の二つに対して、火災感知器は感知対象にしていますって、明確に説明いただいていると思っています。
0:34:23	ただいまこの基本設計方針見るとは下限だけですよねっていうといいですね。
0:34:28	今までやってたことと変わらない。基本設計方針上追加されることはわかってるんですけど、
0:34:33	今までやってたことと変わらないっていう説明でこれ正しいんですけど、
0:34:41	はい。関西電力吉田でございます。設計自体は、今までと変わっていないんですけども、記載が発火減ということだけになってますんで、
0:34:52	その重要な機器等という部分はなくなったのかということ等で疑問が出るかと思えますけども、ちょっとここは記載が不足していると。
0:35:06	いうふうに、こちらとしてはとらえておまして、火災防護上重要な機器等を、
0:35:13	及び、
0:35:14	8ヶ月となりうる設備とか、実態としてはそれが同じ設備を指すことになりますけども、そう言ったことで新規制の時と、
0:35:27	設計変わらないということがわかるように、ちょっと受火災防護上重要な機器等というところに対しても監視できるように。
0:35:37	いうことを、基本設計方針追加したいと。
0:35:41	今考えております。
0:35:47	規制庁西内です。
0:35:49	まずそこを、
0:35:51	がスタートかなと思います。少なくとも今だと、下は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	ているとしか見えないので今までの資料と照らし合わせるとですね、
0:36:02	まずそこかなあとと思いますと。
0:36:06	ていうのがまず一段落目のとりあえずの今現状での気づきというか確認したかったことで、
0:36:13	続けて2段落目の方なんですけど、
0:36:17	ここワー、すいません若干、葛西通にも、僕の認識が間違えていたらフォローいただきたいんですけど、
0:36:25	ここは結局、適用対象じゃまずない。
0:36:30	ごめんなさい。23条4項の適用対象。
0:36:35	なんですよね。まず、
0:36:56	それでちょっと誤解を招いたのは外と書きちゃったんで、
0:37:00	内なんですな。
0:37:04	規制庁西内です。
0:37:08	まず適用対象なんだではないんですけど、やりますよって言う部分ということですよ。
0:37:16	まず、海水管トンネルはそうですよね。はい。燃料貯蔵タンクと絨毯コマツ同じ場所って理解でいいんですよ考え方としては。
0:37:28	ですよ。で、
0:37:30	準海水管トンネルは準じて設置して書いていて、
0:37:35	貯蔵タンクと重油タンクは、準じて設置するという書き方をしてないんですよ。これ書き分け意図して書き分けてると思うんですけど、まず全社の準じて設置するというのこれはまず何を言いたいんですしたっけ、要はどういう意図を持って使い分けてるんですしたっけって確認で前者はですね、屋外なんですなこれ。
0:37:52	我々の整理としてなんですけども、屋内に準じて、
0:37:58	要は火災等、
0:38:00	火災消防法施行規則第23条の4項に準じて、
0:38:06	設置しますよって言うのを宣言してるんですよ。
0:38:11	そうする等、
0:38:14	規制庁ニシウチですけど、
0:38:18	ちょっとその頭自分の頭を整理しながら、ちょっと時間がかかりますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:22	まずオク関西電力の認識としてはオク会なんだけど、屋内に準ずる場所として設置ができるので、頑張りM a a Sと言っている場所が、海水管トンネルですと、
0:38:35	燃料言うと同タンクと重油タンクは屋内だとまず思っていて、そこを準じてって書かないのは何か、どういう意図が両方準じてじゃないんでしたっけ。
0:38:49	関西電力吉田でございます。海水管トンネルについては地上のトンネルになっておりまして、床面天井面、
0:38:59	があるというところで屋外 20 屋内に準じて、設置はできるんですけども、タンクについてはこれは地下閑空で、設備そのものに、
0:39:12	設置するというところで、何かその空間の監視というよりは設備そのものの監視、
0:39:23	設備そのものに設置して、
0:39:27	監視するといった、そこ、その天井面床面という概念がちょっとここ、ここに対しては、なかなか、
0:39:39	適応しづらいところがあって、こういった書き方に今しております。
0:39:50	旭津野サイトですけど、燃料タンクはタンク等あとあれだよね上 2、
0:39:58	マンホールみたいになってて、実際この前の説明だと他、感知器の種類はともかくとして、タンクの中を直接見るものと、
0:40:10	マンホールのうところ見るもの等という話でマンホールの方見るやものは、どちらかというのと、
0:40:17	天井で食うカーン、要は火災区画の中で天井として見ているような形で、23 条 4 項の形に類似して、
0:40:26	つけていると。
0:40:27	というようなイメージで見てたんですけど、
0:40:31	それは違ったんです。
0:40:33	もう一つのタンクの方は、
0:40:36	タンクの方は要は区画の中でもタンクのところを直接見るような形になって 23 条 4 項の話とは考え方が違うんで、
0:40:45	有効な取り付け場所に設置するっていう形でトータルとして、23 条 4 項を意識しつつもう、そうはいかない場所、具体的にはそのタンクの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:59	タンクの中を直接見るような配置をするので、有効な取り付け場所に設置する設計とするというふうに、
0:41:09	書いたのかなあとって若干舌足らずだなだけの話ではないのかなと思ってたんですけども、あれ認識違いましたっけ。
0:41:21	あ、関西電力吉澤でございます。ちょっと書き足りてない部分ありましたけども、今齋藤市長が言われた通りの認識でございます。
0:41:32	すいません、再度確認しますけど、要は、2、二つつけますよね。
0:41:39	この火災区地下タンクという火災区画に津久井
0:41:44	それで一つは、
0:41:46	天井、天井に類するマンホールの近くで一つつけてますよねと。
0:41:52	その位置が、のに準じているのか準じてないのかっていうのをすみません場所はなかなか言いづらいところがあるので、準じてるといえるのかどうかってところも、若干不安なところはあるんですけどもそれ以外に、
0:42:07	要は天井に類するようなところでは絶対言えないようなタンクそのものの、
0:42:13	の中に、
0:42:14	入れるような、管管地域が、感知設備があるんで、
0:42:19	それはもう絶対に13条4項に類するとは言えないので、それは、
0:42:25	この油火災の特性に応じて、
0:42:29	早期感知に有効な取り付け場所に設置すると。
0:42:33	ということですよ。それでいいんですよ。
0:42:39	はい。関西電力吉田でございます。その認識で問題ございません。
0:42:50	規制庁西内ですけど、ちょっと今のやりとりを聞いてて何となく理解が進んできたんですけど。
0:43:03	だからそういう使い分けってことですよねわかりました。
0:43:08	そうした時にさっき関西電力の方の説明の方でも、まず屋外に準ずる場所としてっていう部分は多分屋内に準ずる場所っていう話があったと思うんですけど、
0:43:20	一方でこの結局、この段落とその前の段落を何か対比してみるとですね、
0:43:27	さっき最初僕が確認したように、カマタ以降は適用対象に見えるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:36	新しく違法表現するのであれば、適用対象でないはずオク会があ って、
0:43:43	屋内に準ずる場所である海水管トンネルとかタンクとかも、その 同じラインナップに並ぶわけですよ。
0:43:51	うんと理解してまたいいんでしたっけ。
0:43:56	はい。関西電力吉澤でございます。いずれの場所の、消防法施行 規則 23 条 4 項の適用対象ガイド部分になりまして、
0:44:08	その中で海水管トンネルとタンクは屋内に準ずる場所というふう に整理してます。
0:44:16	ですんで今おっしゃった通りの整備です。
0:44:19	規制庁西内です。了解しますと今の解釈は火災室も問題ないって 理解でよかったんですよ。
0:44:31	HEPA 最初のサイトウでした。
0:44:33	はい、河西千野サイトウです。この部分については、
0:44:37	基本的にはつけてください。火災区画である以上つけてください ってというのが火災防護審査基準の考え方で、基本的には 23 条、背 消防法施行規則の 23 条 4 項に、
0:44:48	この考えを用いてつけるというのが基本的な考えなんで、これは これで、
0:44:55	一つの考え方だと、いうふうには思ってます。
0:45:02	衛藤規制庁ニシウチですありがとうございます。
0:45:07	わかりました。ちょっと、
0:45:09	多分表現ぶりの問題かもしれないですけど、何か少なくともあれ なんですよそのまたって段落が分かれても、まさに何か別のお 話をしている印象を受けてしまうので、
0:45:22	少なくともさっき確認したような適用対象じゃない。
0:45:26	ものについてこの 2 段落で話をしているのであれば、
0:45:29	その話がわかるように書いた上で、
0:45:32	例えばもう、段落分けないで書きちゃうとか、そういう表現かな あとはちょっとまず感じました。
0:45:41	というのがまず一つですかね。
0:46:08	あと、規制庁ニシウチですけどちょっともうちょっとだけ確認し たいのが、あれ結局海水管トンネルを、準じて設置して言って る準じてって意味合いは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:20	いわゆるトンネルの入口と出口はかぶらないものの、天井面はあるわけで、その天井面に、消防法 20 消防法施行規則の 23 条 4 項の間隔で置いていきますよってという言い方をしたいという理解でよかったんですけど。
0:46:36	はい。関西電力吉田でございます。消防法施行規則で規定されている、感知面積であるとか、そういったもので床面をカバーできるように、
0:46:47	必要な個数設置というところ。
0:46:50	を、を実施、実施してますんで、10 にしてというふうに記載しております。
0:46:58	規制庁西内です。了解しました。
0:47:02	あれですよこの準じて設置っていうこの部分を、
0:47:09	9 ページか、9 ページで言ってる従い、設置することって書いてるじゃないですか。基本パターンの方ですけど、
0:47:17	従いっていうふうに入れてないのは、対適用対象じゃないから、ここには入れられなかったって理解でいいんですよ。
0:47:25	はい。関西電力吉田でございます。その通りでございます。あともう一つはケーブルトレイの設置場所に光ファイバーの熱検知装置。
0:47:35	を設置してるんですけども、そこについては消防法施行規則で求める、感知水準、これをと同等になるように、
0:47:46	準じてと、まずその部分もちょっと考慮して準じてというふうに記載しております。
0:47:57	うん規制庁西内です。とりあえず、所状況はわかり理解できました。
0:48:03	わかりました。若干あれですね何か趣味的な、
0:48:07	漢字感覚ですけど、
0:48:12	いや、すみません忘れてください。大丈夫です。
0:48:17	とりあえずここは私はこれくらい。
0:48:21	屋外形で他になければちょっと続けて前の部分を取りたいんですけどいいですか続けちゃって、
0:48:30	いいですか。
0:48:31	すみません規制庁のようですよとすみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:35	確認だけなんですけど、海水管トンネルでトンネル部分と、あとケーブルさっきファイバーが設置されてるって言ったケーブルの部分あるじゃないですか。どっちも、この
0:48:46	一番最後のパラグラフで読もうとしてるんですか、それともケーブルトレイのところは、
0:48:51	基本の設置方法。
0:48:55	ここで読もうとしています。
0:48:56	ちょっとどっちかだけははっきりさせ、はっきり確認をしたいと。
0:49:00	関西電力吉澤でございます。海水管トンネルの中の配管敷設エリアとケーブル布設エリア、どちらも、この部分で、
0:49:10	読もうと。
0:49:13	設計を記載しています。
0:49:35	芦刈和智。
0:49:37	関西電力吉田でございます光ファイバーは、
0:49:42	海水管トンネルは乾式等消防基礎施行規則第2Q34億準じて設置し、と、この中に含めて、
0:49:51	おります。
0:49:54	規制庁の米津、承知しましたこっちで、一番最後のパラグラフのところで呼んでいるということですね。承知しました。
0:50:10	すいません。葛西室長におかれては、
0:50:14	トンネルのところは、トンネルなのでって話だったじゃないですか。
0:50:20	ファイバーが正規設置されてるその節ケーブル施設エリアも含めてやっぱりそのトンネルって呼ぶ
0:50:31	すいません葛西氏のサイトウですけど、この海水管トンネルっていうのはトンネルルー。
0:50:37	の話でしょ、えっとですね、トンネルの中で、トンネルの、に二つのパートに分かれていて、そのケーブルが施設されているところと、あと、
0:50:48	真ん中の水道管みたいのが通ってるところと二つのパートに分かれ、
0:50:56	私は、まずはその水道管が入ってる、いわゆるトンネルっぽいところについては、消防、
0:51:03	消防法施行規則の適用対象外ですよって整理されて、そこについては整理されてたと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:08	もう1個のケーブル施設エリアっていうところ。
0:51:12	もう、おんなじようにトンネルの中で読むのかどうなのかっていうところ。
0:51:17	そこについてはただし、基本的には、火災区画として設定しているところに感知器をつけてください。
0:51:26	考え方の第1原則は、23条4項または同等品で、何だっけ、光ファイバー式のもののは検知装置なんで、
0:51:37	その場合は同じ感度が出るように設置してくださいって書いてあるんで、基本的には光ファイバー式のものを使って設置する場合には、23条4項に準じてっていう言い方は若干言い方としてはミスリードで、
0:51:53	23条4項の場合は、基本的には感知器を、
0:51:58	前提に、感知器と同じ運用ができるものを前提にすべきであって、そうでないものであるのであれば、同等品と同じ間感度が出るように設置しますと。
0:52:10	というような言い方でないと、言い方としては正確ではないですよね。
0:52:16	すいません規制庁のようです。今関西電力からは、
0:52:21	この両括弧エの一番最初のパラグラフのところの、
0:52:26	消防法施行規則通りに設置するかもしくは同等品の規定に沿って設置するかっていうそこで、光ファイバーの設置を読むんじゃなくて、
0:52:35	消防法施行規則の対象外なので一番最後のパラグラフのところで、
0:52:40	読みますって言っていて、その海水管のいわゆるトンネル部分と同じ。
0:52:45	圧壊を、そのケーブル止血エリアもやろうとしてるんですよ。
0:52:50	最初の部分で宣言してるのところ外の話であれば、きちっと、ここも同じ考え方でやりますよというふうに、
0:53:01	かけ変えた方が、
0:53:03	は、ノース誤開は生まないですよ。
0:53:11	あともう一つさっきからすいません、及びっていう花強いと。
0:53:16	またはっていう話のところをもう一度すいませんがチェックしていただきたいんですけども及びって書く場合には、基本的にはアンドなんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	または、要は例えば二つの条件があって、どちらかに該当する場合にはやんなんですよっていう場合にはまたはを使わないと、及びなると、アンドBですし、またはの場合はお詫びになるんでちょっとそのですね
0:53:44	相関関係でカバーしてる範囲についての書き方についてですね及びまたは書き方または何とかや何とか、何とかやっていった場合には大体はずなんで、
0:53:55	そういったところの書きぶりをですねちょっとすいませんけどもう一度確認しといていただけませんか先ほどの議論を聞いてる中で、それ及びって言うてしまうと後で自分たちで違う花〇青、
0:54:09	カバーしてない話を作っちゃいまいかなと思うところがありますんですけどすいませんがそこはすみませんがもう一度チェックしてください。
0:54:19	すいません規制庁の岩野です私からはとりあえず以上です。さっきの間、さっきの確認しなかった事項についてはとりあえず理解はしたので、西内さんすいません次に進めてください。
0:54:33	江藤ニシウチですけど、と、ちょっと別な場所と言いつつも1回屋外のところ1個だけなんですけど、
0:54:40	屋外というか、適用対象外のところなんですけど、
0:54:43	特にその屋外オク屋内に準ずる場所として書いてる海水管トンネルとか、ここら辺だけは具体的なエリア名というか場所を特定して書いていて、
0:54:56	これ確認本当に確認だけなんですけど、これはあれですね関西電力として基本設計方針にここまで明記するという事は、これが変わったら、もちろん変更しなきゃいけない、手続きが必要だと考えているっていう上で、
0:55:10	明確にこれは記載している、要は、あえて匿名明確に記載しているという理解をしいんですよね。
0:55:17	はい。関西電力吉澤でございます。その認識で記載しております。
0:55:24	規制庁西内です了解しました。
0:55:28	一旦ちょっと設置方法の他の部分に戻って10ページからですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:36	別にこれは正直中身じゃなくて何か関西電力の書き方の確認だけなんですけど、この四角学校で消防法施行規則 23 条 4 項に基づく場所を、条件を満足しない。
0:55:48	ばそうとか、作業員の被ばくの観点設置が適切な場所をって四角囲いで書いているじゃないですか。
0:55:54	なんかあんまり、基本設計方針ってこういう書き方ってされてないよなあと何か直感的に確認になってですね、何か別にただし書きの文章とあとまたの文章その上の文章で、同じ趣旨書いてもらってるじゃないですか。
0:56:10	何かわざわざこと意味あるのかなとちょっと感じたっていうだけなんですけど何かこれは、そういう、これは何でも趣味的な話なんですけど、
0:56:18	関西電力吉田でございます。ちょっと明確に区別するということで文章も段落、会場で分けて、あと、イロハニ方もちょっと分け、
0:56:29	ているというところなんですけど、おっしゃる通り、この色は日本の見だしがなくても、上の正しいとまたの文章で読むことは、
0:56:40	十分可能だと思ってます。
0:56:43	規制庁西内です。了解しましたあれですねもしかしたら前回うちがコメント確認した何か明確に分かれるんじゃないんですけど、
0:56:53	多分、項目としても分けた分けた方が明確だろうということだと思っんですけど。
0:56:58	ただ5日でも私が読んで思ったのは、文章上でも明確に分かれていますので、何かちょっとすごい他の基本設計方針と何か並びで触ってみた時違和感をすごい感じなのであまり、
0:57:10	この見だしに遺書の意味はないのではという気はちょっとしましたというのがまず一つですね、少しは間違いないですか。
0:57:26	続けて規制庁ニシウチですけど、見だしをそもそも不要とするか例えばですけどイロハニをただし書きの後にちょっと直下に入れて、また崖の直下に方を入れるとかですね、要は入れる場所を変えればよりメーカーかなという気はしたのであまり何て言うんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:43	見いだしまでつけて分けることまで、うちが意図して何か話をしたかっていうとそうではないので関西電力の基本設計方針の書き方になって、ここの表現を適正化するなどしていただければいいのかなあと。
0:57:56	まず感じましたというのが一つですけど。
0:57:58	続けていいですか1度ですか。
0:58:01	関西電力吉田でございます。見だしについてはおっしゃる通り他の方針、記載ぶりと、ちょっと違う部分ありますんで、これは削除したいと思います。
0:58:13	で、
0:58:16	その井戸は2を、ただし書きの後、
0:58:22	ほぼ、またの記載文書の後、
0:58:26	こうした特記真子ん。
0:58:34	まず、そうしたら位置的には明確になるんですけど、ちょっとそのイロハニ徒歩っていうのは、何か、
0:58:43	急に急に何か、
0:58:45	分かれるというか、ちょっとそういった子等考えてまして、単純にその文章がこういう話とまたって分かれてるんで、
0:58:58	いろはに掘って、普通に
0:59:02	書いた方がいいかなと今考えています。
0:59:07	規制庁西内ですけど、細かいそういった、
0:59:12	多分関西電力の中でのルールがあると思いますのでそれにのっとって書いてもらえばいいです。富田氏がすごい違和感を感じたのでうちのコメントを受けて見いだしまでちょっとつけてもらったってことであれば、ちょっとそこまで意図したものではないということだけ念のためお伝えしておきたかったという趣旨がまず1点目です。
0:59:28	ちょっとそれに関連してなんですけど、まさにそのただし書きとまたの文章で、
0:59:34	ちょっとまずこれは私の記憶違いだったら申しわけないのでちょっと確認したいんですけど。
0:59:40	ただし書きの方は、文末が設置することができないで、
0:59:45	また書きの方の文末は適切ではないんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:48	あれこれ今まで区別してましたっけ、何か両方ともまとめてその設置することが適切ではないので保安水準ですっていうまとめて今まで適切ではないって言い方をしてませんでしたっけ。
1:00:00	これちょっとその記憶違いだったら、言って欲しいんですけど。
1:00:05	関西電力吉田でございます。まとめて適切ではないという言い方をしてる部分もありましたけども、設置することが困難または適切ではないというふうに、
1:00:19	分けて記載しているところも多々ありまして、今回は消防法施行規則というものに照らして、
1:00:30	設置することができないというのと、あとは設置することはできるんですけども、作業員の被ばくを考慮した、
1:00:41	場合に、適切ではないというところで、ちょっと意味合いを、
1:00:47	意味合いが違うということで、様も使い分けております。
1:00:55	規制庁西内です趣旨は理解しました。
1:01:00	了解です。あと、もう1点が、この異常よりの設計目標のparaなんですけど、
1:01:08	衛藤。
1:01:09	ちょっとこれもうちのコメントで多分こう書いたのであれば、
1:01:14	っていうさっきの話にちょっと同じような趣旨なんですけど、もともと確かこれ保安水準という書き方をしていて、
1:01:21	あくまで保安数値でうちが、事業者の設計に対して、それが規則に照らし合わせ解釈に照らして、十分な本数があると判断する時に使うワードなので、事業者側がその保安水準で書きちゃうと、コンドウしちゃうのでちょっとややこしいかなというところで、
1:01:35	何か別の用語でって話は確かした記憶があるんですよね。
1:01:38	で、改めてこの文章を読むと、個別に設計目標っていう要望を使わなくても、文章で、
1:01:45	説明できるんじゃないかと、要は丹治
1:01:49	これは他の基本設計方針の例えばCvのところとか、影響軽減のところを見ると、別に設計目標っていう定義してないですよ。
1:01:58	例えば他にも保安水準、我々が保安水準を、
1:02:01	は、保安水準があると判断した部分って例えばCV-7CVの中の影響軽減の設計だとか、あと例えば感知器設計のアナログ誤作動の防止のところアナログ式以外も使うっていう場合にもうちの審査書とかだと保安水準、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:14	あると判断したとあってよく許可の審査書を見ていただければ書いてると思うんですけど。
1:02:19	他にもあると思っていますと、で、
1:02:22	ほかにもあるんですけど、何かあえてこの以上よりっていうこのパラナの中で、設計目標っていうワード、
1:02:29	定義する必要がこれ果たしてそもそも今、もはやあるかなという気がちょっと若干してますという、これは何か確認というか、感想レベルのあれなんですけど。
1:02:38	個別の文章でまず書けるじゃないかなと思ったので、これも関西電力の中の他の基本設計方針の書き方表現ぶりと合わせて、
1:02:49	うちがちょっと別の要望を使うことを検討してくださいって言ったので、変えたということであれば、別に使わなくても、要は趣旨としては保安水準って用語を使わないようにしてくださいねっていう趣旨のコメントととらえてもらえればと思いますので、
1:03:03	ちょっと1度検討いただければいいのかなという気はしてますというところです。
1:03:19	はい。
1:03:54	はい。関西電力吉田でございます。ここは保安水準というものを設計目標というふうに置き換えて、保安水準を使わないように、
1:04:06	したというのがこちらでやった作業になります。実際に設計目標というのが、唐突に出てきて、そのあと、基本設計方針でどこにも使っていないと。
1:04:20	いうところもありますんで、ここは
1:04:26	基本設計方針としては、設計目標という文言を使わなくても、十分意味は通ると思っています。ですんで基本設計方針では設計目標と、
1:04:37	いう言い方はもうやめて、設計目標というのは、添付の説明書、或いは補足説明資料、
1:04:48	こちらで定義して、記載するように修正したいと思います。
1:04:56	衛藤規制庁ニシウチです
1:04:59	削除しろっていうコメントではなくて、他の部分の記載を見ると、何かこちらのコメント、審査会合とかでも話をして今までのコメントを受けて書いているということであれば、
1:05:11	そういうコメントを出したつもりはないということだけちょっとまずお伝えをさせていただいて、書きたいのであれば別にそれを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:19	どうこう言うつもりはないというのがまずお伝えしたかった趣旨です。
1:05:23	ということで、もう一度検討いただいて、文章で書くので文書で書いてもらえばいいのかなとは思いますが、その上で、ちょっとその設計も今、今は、
1:05:33	使いますけど、設計目標1と2のつなぎの文章のところで、設計目標1が困難な場合はっていうこの下から4行目のところに書いてあるじゃないですか。
1:05:43	これ、これって困難な場合なんでしたっけ。
1:05:46	こんなんというか、1ができない場合は2ですってというような言い方で、何か困難って言われて何かその幅があるような表現に見受けられるんですけど。
1:05:57	今までの実態とし、今まで聞いている話としては、できない場合に、
1:06:02	設計目標にだよっていう流れだったと理解してるんですけどこれはどうでしたっけ。
1:06:07	はい。関西電力吉澤でございます。1ができない場合にとということで、これまで議論してきました。これが困難な場合と、
1:06:18	いうのはできない場合ということを言いたかった。
1:06:23	なんですけども、ちょっと文言が適切ではなかったと思っております。
1:06:29	規制庁西内です了解しました。何か困難だと言われちゃうと技術的にはできるんだけど、みたいなそういうふうに読めてしまうのであんたの本意ではないと思いますねそこはしっかり適正化いただければいいのかなと思いました。
1:06:47	と、
1:06:49	10 ページで、
1:06:53	気になる、確認したかったのはそれくらいですか、ちょっとだけお待ちいただいていいですかすみません。
1:07:18	衛藤規制庁ニシウチです私 10 ページ目の部分、設置の
1:07:22	設置方法の部分で確認したかったのは以上です。
1:07:39	規制庁の今野です。基本設計方針の、そうですねまず設置の段階のところで他に何かあれば、規制庁側から何かあればお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:59	はい。規制庁の岩根です。特にないということで、すいません。両括弧質疑は、両括弧Cのところですね。
1:08:07	Cのところ、すいませんもう齋藤室長、確認していただいてもよろしいですか。
1:08:13	すいません。河西市長の齋藤です。ちょっとね一つ目の文章の、
1:08:18	受信機火災受信機盤と受信機の関係について、ちょっと理解できなかったんで、
1:08:29	他に一番後ろの方に26ページにベン図で
1:08:35	書いてあるのは、火災受信機盤としか書いてないんで、ちょっと受信機と受信機盤の関係をちょっと教えてもらっていいですか。
1:08:47	多分この部分はですね前回多分火災感知設備の話の中で、熊倉さんがご説明いただいたやつをご説明したと思うんですけども、最初はそこで分と思ってたんですけど、
1:09:01	今ここで12ページで、受信機盤の、
1:09:06	の考え方の説明を見た時にですね、受信機っていう用語がですね別途出てきているので、受信機盤と受信機のことをちょっと教えてもらえると、その先の質問しやすくなるなと思ったんで、ちょっと教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。
1:09:28	はい。
1:09:29	関西電力吉田でございます。ここで受信機としたのは、火災防護審査基準の、感知消火の早期に火災を感知するための方策の中に、
1:09:45	感知器の設置場所一つずつ特定することにより、火災の発生場所を特定することができる、受信機が用いられていることというのがあって、
1:09:56	この受信機の機能を持つ設備としては、火災受信機盤になるので、これの設計方針、
1:10:08	基準に適合するようにするというので、こういった記載にしております。
1:10:21	葛西津野サイトウです。正直言うとよくわかりません。何を言いたいかという、
1:10:29	先に26ページのものを先に見ていただければと思うんですけども、
1:10:36	要は火災感知設備の中に感知器と、いわゆる火災感知器感知器等とされているものの中に感知器の話と検出装置の話があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:48	おそらく感知器の方については、感知器に接続する火災受信機があって、検出装置については、検出装置の信号を受信する。
1:11:01	受信機が別途あると思うんですね。受信機の集合体として受信機盤があるのかというような意味なのかなと最初思ってたんですけども、今のお話を聞くと、
1:11:16	受信機盤イコール受信機だと、いうふうに、
1:11:20	吉澤さんの方からはご回答いただいたんで、何かそうすると、ここでももはや受信機という言葉を使う必要があるのだろうか。
1:11:29	というようなことでA考えたんですけども、でも実際にワー受信キー中央制御室ⅠⅠにおいて常時監視する。
1:11:40	受信機は複数あるわけで、それについて、それを総体として受信機盤と、
1:11:46	いう言い方をしているのでは実態のところはないのかなというふうに思ったので、そういう後、受信機と受信機盤の、
1:11:55	定義を、
1:11:58	関西電力として使用する言葉の定義を聞いてるんですけども、
1:12:02	感知器のところが大分整理できたんで受信機盤のところを見る、それを受ける受信機盤のところを見るとですねちょっと違和感があるんで、それでご質問しているんですけどもちょっとその要望の、
1:12:14	使い方等についてですね、もう一度わかりやすく説明いただけませんか。
1:12:23	はい。関西電力吉田でございます。実際中央制御室には受信機というものが複数おりございまして、それを総合して、火災受信機盤と、
1:12:36	いうふうに命名しております。ですんで、この火災受信機盤イコール受信機というふうにすると、
1:12:47	単体単一の受信装置のように見えて、感知器も検出装置も、一つの火災受信機盤に信号が入ってくるのかと。
1:12:58	いうふうにとらえられかねないというところあります。で、受信機というのは基準から持ってきたんですけども、持ってくるにしても、複数あると。
1:13:11	いうところを、がわかるようにする必要があるし、ただ受信機というものを、用語を使わなくても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:21	機能をきちっと説明すれば、足りる部分ですんで、受信機盤と受信機の関係性。
1:13:31	ここで説明したいわけではないので、ちょっとこの記載について受信機というのを削除して、機能をきちっと説明
1:13:42	ようにしたいと。
1:13:44	思います。
1:13:47	加西市の齋藤です。いや、
1:13:52	きちっと関係性を書いてあればそれでいいんですけども。要はわかりやすくしといて欲しいというお話で、
1:14:04	火災受信機バーンっていうような形で要は中央制御室ではそういった受信機盤の相対として火災受信機、
1:14:14	のそ複数のを火災受信機盤として、
1:14:17	活用してみるんですよと、というような定義がなされているから、 τ私としてはその次の
1:14:23	段落でなお書きのところで、緊急時対策所においても、葛西書記新規バーンと同等のを、
1:14:33	監視できるようにしますと。
1:14:35	というようなことで、だから火災受信基盤というものをきちっとその総体として定義しているのかなというふうに考えてご質問したんですけども、ちょっとその用語はきちっとしといてくださいよねという話と、
1:14:49	あと受振聞いについては確かに下、防護し、市、加西市ぎ一の基準の中で、
1:14:59	感知器については一つずつちゃんと特定できるようにという話になってんですけども赤外線カメラ使われてますよね。
1:15:07	何かそこら辺のところも、
1:15:09	含めて大丈夫かなというふうに思ってるところがあるので、
1:15:16	ここは何て言うんですかね用語の書き方とか、後、少なくとも中央制御室きちっと一つ一つ必要な機能を、
1:15:26	持って見れてる場所ですよとしかもそれを常時監視する場所ですよと。
1:15:32	いうことで、わかるようにしといていただければいいかなと。少なくとも、
1:15:37	受信基盤という言葉をご定義してお話されているので、その、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	機能がきちっとわかるようにしといていただければと思います。ちょっと基本的なところだったんで、一番最初に御所ご質問させていただきましてまず一旦ここで止めます。
1:16:02	規制庁鈴木です受信基盤の話は確か。
1:16:06	審査会合で、
1:16:08	お話いただいてだと思っていて、
1:16:12	既存の、
1:16:15	坂。
1:16:16	丹羽、新しく設置する。
1:16:20	感知器検層千野。
1:16:22	受信機が入るスペースはないので、新しく盤を二つぐらい何か、
1:16:28	ふやしますと、例えば、
1:16:31	既存の盤に入っている。
1:16:34	感知器。
1:16:35	と、新しい盤に入る、感知もしくは検層値、
1:16:40	これが同じエリアにあってる時あるときには、
1:16:44	一つのエリアなんだけど、
1:16:46	例えば伴一番2番3を見ないと、
1:16:49	わかんなくなっちゃうので、
1:16:51	それをまた何か統合して、何か見られる、またもう一つの統合版みたいなやつも、
1:16:56	中津くるみ
1:16:58	とは、
1:16:59	言われたとあって、なので、
1:17:02	受信機だけじゃない。
1:17:04	設計になりますというふうに聞いてたと思う。
1:17:07	その辺を適切に、まず、
1:17:10	集合がどうなってるかっていうのを、
1:17:14	しっかり
1:17:17	設計としての説明があった上で、
1:17:20	基本設計方針それが、
1:17:23	落とし込まれている全部落とし込まなくてもいいと思ってる、
1:17:26	基準に照らしたときに、最低限、
1:17:30	本文として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:32	書いてなきやいけない機能が書いてあればいいと思っていて、それを具現化するには、こういうふうなちょっと、
1:17:38	追加したんでこうなってますっていうのは添付資料側の方で、
1:17:42	具体的設計は書いてある。
1:17:45	とりあえず市齊藤市長が言ったような、その、まず必要。
1:17:50	基準を満たすために必要な、
1:17:52	機能として何がうたわれているべきかそこはちょっと整理していただいて、基本設計方針には何を書いておく。
1:18:00	詳細な設計は添付資料で、
1:18:03	実際こうなってますってことを書かれると、
1:18:06	ちょっと整理をしてください
1:18:11	私から以上です。
1:19:45	すいません関西電力小森です。ちょっとこれまでの話は比較的記載イメージしっかりと掴めたつもりなんですけども、ちょっと今のところは、ちょっと我々の方で今からホワイトボードに、
1:19:58	とか聞いてみますんで、それでちょっと全然違うとか、大体当てるとかっていうちょっと感触を教えていただいた方がいいかなと思いましたんで、ちょっと今から、
1:20:08	書いてみたいと思います。すいません。
1:20:15	規制庁西内ですけど、多分まずあれですよねいわゆる受信機盤の概略系統ほぼ多分通知してもらってそこから多分共通理解とった方がいい気がするんですよ。
1:20:27	それで何か既存の補足説明資料にあります、関西電力熊倉です。火災受信機盤の系統の説明ですとか、火災受信機盤としてどのような受信機、
1:20:39	等を用いているかっていうのは補足説明資料の4-1。
1:20:42	というものに、記載して提出させていただいておりますちょっと本日は提出してないんですけども、
1:20:52	江藤規制庁西内ですけど、多分今までに受け取った資料なので、今一度ちょっとそれ確認しながら進めた方がいいかなと思うので、1回関係者でちょっとまた同じものを見るところからかなと思うんですけど。
1:21:05	ちょっとまず1回、
1:21:08	すいません原子力事業本部の方で、補足説明資料の4-1を画面共有していただけないでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:16	関西電力原子力事業本部です。4-1、共有いたしますので少々お待ちください。
1:22:22	関西電力原子力事業本部です今共有させていただきましたが、こちら映っておりますでしょうか。
1:22:32	規制庁西内ですけど、そうですね多分その1ページ前に多分加来坂の具体的な役割とかもそうですねありますよね。多分その二つにページが主な部分だと思うの1回それで、
1:22:43	概略系統説明いただいた上で、ちょっとさっきの齋藤室長とかスズキの話に戻った方がいいのかなという気がします。はい。
1:22:51	関西電力熊倉です。
1:22:53	補足説明資料の4-1 こちらの火災受信機盤のご説明をするための補足説明資料ですけれども、今ご覧いただいている表4-1-1表、
1:23:03	こちらなんですけれども、火災受信機盤と称しているものの中に、何が含まれているのかというのをお示ししている表になっております。
1:23:14	ナンバー1、一つ目の火災受信機盤括弧自火報盤
1:23:18	1234号共用、これは藤。
1:23:22	備置を、
1:23:23	についております。既設の盤を指して、既設の火災受信機盤を指しております。
1:23:29	ナンバー2の火災受信機盤自家IV番、増設、こちらは鈴木様の方から先ほどおっしゃっていただいた、新しく追加することによってアドレス数が足りないので、
1:23:40	アドレス増加するために今回増設する場になっております。
1:23:44	ナンバー3の火災受信基盤加古総合操作盤。
1:23:48	これは総合監視盤のことを指しております、光、光ケーブルを繋いで、一括して管理ができるように、
1:23:57	今回増設するようなものになっております。4番、火災受信機盤加古熱サーモカメラと監視を、こちらは感知器ではなくて、検出装置として使っております、熱サーモカメラ。
1:24:10	こちらの信号が入ってくる場になっております。この1から4を総称しまして、本設工認では、火災受信基盤として、濃さ当社当社として申請しているものになっております。
1:24:23	この系統図というのが次のページになるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:27	こちらになっております。
1:24:29	ナンバー1の既設の受信基盤ですけれども、ピンク色のところの白抜きになっている中央制御室というところの左側の緑色の、
1:24:39	ところですね。
1:24:41	これがナンバーワン、先ほど言いました、火災受信機盤です。ナンバー2増設したものがその隣にあります緑の四角の場になっております。
1:24:52	ナンバー3、総合監視盤ですけれども、このにありますパソコンで表示しているものなんですけれども、これが総合監視盤として、ナンバーワンとナンバー2の、
1:25:03	火災信号を吸い上げるものと、
1:25:06	附属建屋間緊対所ですとか、廃棄物、
1:25:10	こうともありますけれども、こちらの受信機盤の信号も監視できるように、1つなぎになっているものでございます。最後にナンバー4の検出装置の信号を、
1:25:22	取りまとめているところですが、それは中央制御室の中に、同じ中央制御室の中にある、右下のパソコン、
1:25:30	で表示してるものなんですけれども、こちらがナンバー4の火災受信機盤です。
1:25:36	システムの説明概要説明としては以上です。
1:25:43	ちょっと若干思い出しながら確認したいんですけど、あれ、
1:25:50	ちょっとすみません私見てるものと若干、若干バージョンが違うかもしれないんですけど、私見てるのって、何かNo. 55っていう熱サーモカメラと監視用っていうものがあるんですけど。
1:26:04	7、右下のところで
1:26:06	いわゆる検出下側のところで、ナンバー4として消火設備用の感知器監視用っていうものと、ナンバー5として熱サーモカメラと監視用っていうのが二つあるんですけど、あれ、これってどっちが最新のバージョンでしたっけ。
1:26:19	関西電力熊倉です。まずどちらが最新かというところで、最新版は、今、こちらの画面で共有させていただいているものが最新版です。で、西さんが見ておられるナンバー5の火災受信機盤ですけれどもそちらは、こちらの画面ではNo. 4の火災受信機盤として表示しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:38	で、23の画面で写っていますナンバー4の火災受信機盤消火設備の監視用だと思うんですけども、そちらについては、設計の進捗によってですね、
1:26:49	消火設備との兼用の感知器っていうのがなくなったと。
1:26:55	そういう、そういうこともありまして、地震基盤、
1:26:59	ていうのはなくなったので、番号の繰り上がりで、今現在ナンバー4までとなっているというのが、整理です。
1:27:08	承知しました今の設計進捗で兼用するものはなくなったって言ったのは、まさに要は消火設備の作動用の感知器っていうのはもちろん今までがずっとあって今もあるんだけど、それはいわゆる、いわゆる感知設備としてじゃなくて消火設備の内数として使うものなのでこれは、
1:27:25	あくまで感知設備としての表なので、ここで説明してここからは引きましてってことでいいんですね。
1:27:31	関西電力熊倉です。ご認識の通りでございます。規制庁西内です実態までわかった上で、実態というか、まず状況を理解した上で実態として消火設備用の感知器用の
1:27:44	監視盤っていうのもあるんですけど。
1:27:48	消火設備用の感知器。
1:27:51	所、関西電力熊倉です。消火設備、生業の起動用の感知器というのはございます。
1:27:59	バンバンですね、消火設備の監視用の盤っていうのは、ございません。
1:28:07	規制庁に手術ですいわゆるそのまま自主設備的な位置付けとして、もうこれからも、今までもあってこれからも運用し続けるものってまず思っていたんですけど。
1:28:16	ちょっと若干外からの話を先に確認したかったんですけど。
1:28:20	消火設備用の監視盤は、運用停止することなく、これまでと同様の運用で、続いていく予定でございます。
1:28:28	衛藤規制庁ニシウチです了解しましたで、その上でちょっとN o. 4、今説明いただいた難波米津さんも、カメラと監視用の受信機盤と、ナンバー3ですかね、火災受信機盤の総合操作盤であるじゃないですか左上の方に、
1:28:43	その二つは、要は情報はやりとりしないようは熱さんもカメラ用の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:49	熱さんもカメラの情報は、このNo. 4の火災受信機盤でしか見れないって思っていたんですけど。
1:28:57	関西電力熊倉です。今おっしゃっていただいたのはそのご認識の通りで、ナンバー4の熱サーモカメラ。
1:29:04	等の干渉についてはこのNo. 4の火災受信機盤と、こちらで呼んでいるものでしか確認はできません。ただしこちらナンバー3の火災受信機盤もナンバー4の火災受信機盤も同じ中央制御室にございますので、警報が上がったときには、
1:29:18	すぐさま確認できるような運用となっております。
1:29:22	衛藤規制庁西内です了解しました。
1:29:25	あれですよねその上で
1:29:27	このいわゆるなんか白抜きになっている部分ですかね、これらのすべての設備を総合して火災受信基盤というふうに基本設計方針でうたっていると思えばいいんですかね。
1:29:40	はい。関西電力熊倉ですと、この火災受信機盤と最初に、
1:29:45	うたっているところについては、ご認識の通りですべてを総称したものの設備名称として、記載しているものでございます。
1:29:59	規制庁スズキです。ちょっと今
1:30:03	自動消火設備用の感知器を、の信号を受ける場の話ですけど、
1:30:10	今回、その自動消火設備用の感知器を流用して、
1:30:16	使っている。
1:30:18	場所があると思うんですけど、
1:30:20	それはももとの自動消火設備用の感知器の信号を受ける番。
1:30:27	に入ってくる信号を分岐して、
1:30:30	新しく設ける。
1:30:33	感知器、
1:30:35	の受信機盤。
1:30:36	の方に、もう信号を入れるという理解でいいですか。
1:30:42	はい。関西電力熊倉です。
1:30:44	これまで、消火設備を兼用してた感知器については今鈴木さんのおっしゃった通りで分岐させたものを、火災ナンバー、
1:30:55	ワンであったりナンバーツーであったりの受信機盤に入れる。
1:31:00	ということで、設計はしていたんですけども、現設計では、消火設備用の乾式はすべて兼用しないということで、設計進めておりますので、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:11	今画面共有させておりさせていただいております。こちらのところからは、消火設備、
1:31:18	監視用の受信機盤
1:31:20	がちよっと今なくなっているという状況です。40 数件ようしないことにしたということで理解しました。
1:31:29	以上です。
1:31:35	笠井さんサイトウですね今ご説明いただいたところでやっ構成と何を、この三行でおっしゃろうとしているのかなっていうところはわかったんですけども要は、
1:31:49	私の理解でいくと、この三行で少なくとも最低限いうことは、
1:31:56	過去の火災受信機盤の機能として、
1:32:01	この赤字で書いてある人、感知器等のは発報場所、
1:32:07	一つ一つ特定することが、
1:32:11	特定することによって発生場所と発生場所がわかる。
1:32:16	機能を有するものを、
1:32:18	つけますという機能を持っていますと、ということが最低限の話で、それに付け加える話として、いわゆるその様、この設計上の
1:32:29	系統のものを複数まとめて、
1:32:33	それを中央制御室においてわかりやすくするもの。
1:32:39	火災受信基盤として設置しますということを、
1:32:43	行っていると、いうことでいいんですね。
1:32:51	はい。関西電力熊倉です。
1:32:53	おっしゃっていただいた、火災対策室長がおっしゃっていただいた整理の通りでございます。
1:33:01	関西支社の齋藤です要は、
1:33:04	ここの部分で、少なくとも、火災受信機盤について、何の機能を有するかと、いうことと中央制御室で、
1:33:14	きちっと監視し、それを中央制御室において監視しますと。
1:33:19	ということが、火災防護審査基準上で求められてることなので、まずそこを書いた上でさらに基本設計として、
1:33:31	添付の資料に持っていくのかそれともその構成について添付の資料に持っていかどうかについてはご判断いただいて、要は今私がここで謎だと、いうふうに申し上げたのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:43	受信機盤と受信機の関係という言い方をして、要は今不ご説明いただいた二つの話をごっちゃにしてきゅっと縮めたような形になったんで多分私にわからないと、
1:33:57	言ったような形になってると思いますんで、要は機能がきちっと、一つ一つの機能があるということと、
1:34:05	あと
1:34:06	少なくともそれが必要なんですけども、それ以外に、中央制御室で見られるということは最低限書かなければいけないとそこに
1:34:17	要は受振複数の受信機をまとめて監視しやすいように再構成していると、いうようなところについてまで書くかどうかについては、そこについては関西電力さんの今後の
1:34:31	設計方針の考え方で、必要にあれば、書いていただければと思っています。それでよろしいでしょうか。
1:34:53	あと個人的な感想として、確かに総合操作盤を使って、見るというのであればそうなんですけども、総合操作盤の機能は先ほど5室、藤スズキさん、設計よりご質問させていただいたように
1:35:09	ショッカー設備の起動とかも一応見設計上で、つなごうと思えば見れたりするのでそこはそこで
1:35:17	消火活動上見ればいいんですけども火災防護審査基準上で、そこまで見れるようにしてくださいとまでは確か求めてなかったんで、
1:35:27	その部分は他の要はオプションとして、きちっと
1:35:32	見るのかどうかと、いうところはまたそこはそっか、別の問題かなと思ってますんで、ただ総合操作盤見使うんであれば、あった方がわかりやすいですよっていうのは事実ですけどもねと。
1:35:44	いうことで少なくとも今のこの基本設計上に、
1:35:49	書かなければいけないこととして、何があるかということについてはすいませんが、今の議論を踏まえて、ちょっとわかりやすく整理いただければと思います。
1:36:03	関西電力吉田でございます。今野市長のご指摘いただきまして、ちょっとこちらで、真木さん、基本設計方針こういうふうに、
1:36:15	変えたらどうかなと思ってる案を言いますと、赤字部分で、特定することができる受振器都市という部分を、
1:36:26	特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とするということで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:35	これで必要最低限の記載にはなるかなと思っております。その上で、東邦版について、基本設計方針で触れるか。
1:36:46	添付で説明するかと。
1:36:49	補足説明しようかというところについては
1:36:54	いろいろ構成が複雑な部分もあるので、基本設計方針ではなかなか言いあわせない部分もあるので、これについては、補足側できちっとせ
1:37:07	ぬようにしたいと思っております。
1:37:19	規制庁西内です了解しました具体的な最終的なものを補正データタイミングでしっかり私も確認をさせていただきますので、
1:37:28	はい。今のお話を聞いている限り概ね多分こちら側が言いたいことを確認したいことは伝わったのかなと思いますので次回そちらの中で最終的な基本設計方針を検討いただければと思います。
1:37:38	ちょっと私、最初に続けて確認したいって言ったのがですね、この話もあったんですけど、あともう1個次の段落でなお書き、書いてあると思うんですけど、
1:37:50	緊急時対策所においても中央制御室における火災受信機盤を監視できる設計とするって書かれていて、
1:37:56	ちょうどよくあそこに系統図があるんですけど、これ、そういう設計になってるんですけどたっけ本当にそういう理解でよかったんですけどたっけ。
1:38:12	なんか、私の前、前に多分、現地確認行ってそのあとヒアリングでも確か何回か聞いた記憶だと、あくまで緊待所分は何か緊待所部分の、
1:38:23	情報はもちろん緊対所中の受信機盤があるので、あれで確認はできるんですけど、例えば既設他の建て本体建屋側の方の情報を緊対所の方にこれ送ってる。
1:38:34	ですかね総合的にそのやりとりをしてるんですかっていう確認なんですけど。
1:38:39	何かしてないように見受けられるんですけど、事実、事実と合ってますかっていう確認ですね。
1:42:04	あ、すみません規制庁のような必要ですけど今関西電力の方で確認中なので今無言です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:42:11	関西電力吉澤でございます。緊対所においても中央制御室における火災受信機盤の監視と書いてありますけども、今画面に映っております①から④、
1:42:24	火災受信機盤ありますけども、④の、その検出装置の火災受信機盤の情報は、緊対所では監視できないと。
1:42:35	いうふうになっております。あと中央制御室では各現場の感知器、アナログ情報等見れますけども、緊対所では、
1:42:47	そういったアナログ情報をまでは見れないと、か、火災が起きているという情報を、までは、
1:42:55	見えますけども、詳細は見えないと。
1:42:58	そういう状況になってます。
1:43:01	ですんでもちいだけ見ると、この通りにはなっていないと。
1:43:07	というのが実情かなというふうに考えまして、ちょっとなお書き2分、
1:43:13	なお書きに筒井。
1:43:17	なお書きについては、これは、ちょっとこういったことも考慮した設計ということを、ちょっと書きたいと書きたかったと。
1:43:28	いうところで書いてるんですけども、これは我々としては基準要求、
1:43:38	ではない部分、自主的な設計の部分。
1:43:42	というふうに理解しておりまして、ちょっと甲斐書くことで、
1:43:53	次、実際に現場等、
1:43:56	ちょっと違う部分もあるという、そういった部分もあるので、なお書きは削除して、
1:44:05	補足であるとか、そういったところで、この
1:44:09	建屋間のこういったシステム連携というか、そういうところを、
1:44:15	記載したいと思います。
1:44:26	規制庁西内ですけど、少しだけお待ちいただいていいですか。
1:44:39	規制庁鈴木です今のそのなお書きの。
1:44:41	ところの、
1:44:43	緊対所においてもっていうところは別に私は、
1:44:48	そういう機能があるんだって読めると思う。
1:44:51	けど、
1:44:52	重大事故等に対処する場合を考慮してって、これSAが起きた後の話のように見える。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:58	ですね。
1:45:00	そういう話をもし本当にね、
1:45:03	するとしたら、
1:45:07	S Aに使う。
1:45:09	屋外設備のところにサーモカメラありますよね。
1:45:13	で見れないじゃないですかと。
1:45:16	多分この記載おかしいんですよ。
1:45:20	実際、
1:45:22	S S Aの火災防護の方の、
1:45:26	要求してるのは、
1:45:29	S Eが発生するまでにおいて、
1:45:33	S Aの機能を喪失し、そうした機能を損なわないように、
1:45:38	ちゃんとその衛生設備を見ておきなさい。
1:45:42	いう要求だなと思っているので、S Aが起きた後の、
1:45:46	或いは伊勢になってから、
1:45:47	ていう話ではない。
1:45:49	と思う。
1:45:50	別に
1:45:51	それを全くつつける必要。
1:45:55	がないのかどうかはそれは関西電力の
1:45:58	S A P、何をやるかっていう。
1:46:02	ことの考え方なので、別にそこは否定しないですけど、
1:46:06	ただ、実態をちょっと今、実態と照らし合わせると、
1:46:10	記載はちょっとおかしいかな。
1:46:12	思いますってことだけ言っておきます。
1:46:18	はい。関西電力吉澤でございます。承知しました。
1:46:25	なお書きについては、基本的方針から削除の上、補足等できちつと実態に合った記載をしたいと思います。
1:46:45	関西電力の栗栖と今鈴木さんがおっしゃっていただいてなんですけれども、
1:46:51	S A事象が起きる前のお話は、しっかり熱サーモカメラ等がついておりまして、それはナンバー4の受信機盤でしっかり中、中央制御室で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:02	確認できる設計になっておりますので、まず、まずそのところは大丈夫だと思っておりますが、その先の設計ですね、どこまで基本設計方針に書くのかそれとも、
1:47:12	補足説明資料で書くところがあるのかというのは、社内の方でちょっと検討させていただきまして、補正のときに修正して提出させていただきたいと思います。
1:47:26	規制庁鈴木です。了解しました。
1:47:36	衛藤すいません両括弧Cについて、規制庁側から他に何かありますか。
1:47:47	規制庁西内ですけどちょっと若干聞き漏らしたのはもう1回だけ確認なんですけど、あれ、まず現状どうなってるんでしたっけ。
1:47:55	現状は、一応基本設計方針にはこういう話を書いて何らかに対応するものがあるのかなと思うんですけど何か代表警報的なものが発信緊対所で見れるんでしたっけ。
1:48:11	関西電力吉澤でございます。代表。
1:48:17	図でいくと、火災受信機盤 0102。
1:48:23	から上にパソコンがあつてと。
1:48:27	統合してるんですけども、ここで笠伊井。
1:48:33	起こったと。
1:48:34	いう情報が見れると。
1:48:36	いえ。
1:48:37	設計です。
1:48:40	規制庁西内ですすみません私、多分代表警報って言ったのはそういう意味合いだったら多分同じ理解だとおり、
1:48:46	7日ここも言いました。
1:48:52	ちょっとだけお待ちくださいすいません。
1:49:57	規制庁西内ですけど、さっき鈴木が言ったようなシチュエーションの話を、若干ちょっとすいません公認かっていう話しますけど。
1:50:07	ちょっと確認したいんですけど、例えばですよ。
1:50:11	勤怠からまさに現場操作とか指揮したりすると思うんですね事故時でその時に、万が一そこで火災が発生していたとかですね、そういう状況になったときに、
1:50:23	多分今まで通り多分中央、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:25	要は緊対建屋以外で火災が発生しているよっていうことはさっきの吉田さんが説明いただいた代表警報的なもので緊対側にも情報が行きますよと、じゃあその具体的な場所とかは中操とこれは連携されるイメージなんですかね。
1:50:39	そうそう。
1:50:47	規制庁スズキです。ちょっとだけに周知が言ったことは、
1:50:51	その下の段落に書いてある。
1:50:54	ところをきっちり理解してる、せずに聞いていると思うんですけど。
1:51:00	外電喪失とかSBOとか起きたときは、その後の、
1:51:05	20分ぐらいでしたっけ。
1:51:08	一応蓄電池で感知器は作動し続けますよっていうところありますけど、以降ずっと多く、
1:51:15	感知器に電源供給するかどうかは、
1:51:18	その時の状況によると思うので、
1:51:22	交流電源が生きてれば、
1:51:25	供給し続け、
1:51:26	られるだけの容量を持ってるとは思いますけど、
1:51:29	実際に、
1:51:30	供給し続けられるかどうかは、
1:51:32	別の問題なのでちょっとニシウチちょっとニシウチはそこをちょっと。
1:51:38	理解できてなくて、聞いたのかな。
1:51:44	何、何かあるんですか。はい。
1:53:44	規制庁西内ですけど、今、鈴木さんおっしゃっていただいたのは、
1:53:50	一応まず、この段落の話で全般の話ではないと思っていて、あくまでその外電とかがなくなった時には、まず代替電源とか非常用DGとかが給電されるまでの間を大体、別に、
1:54:04	蓄電池バッテリーですよ今年、
1:54:07	蓄電池で、火災感知器自体でちゃんと機能を持っていますよ。それ以降は代替電源とか接続されたらそこから給電されますよって話があるので、今日それ以降生きてるものと、まず理解はしていますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:19	そうなった時にここの話ってSAに限らず書いてるので、参考ですけど、結局だからSAのときに、
1:54:26	仮に操作場所とか現地で操作する場所で火災が発生してる状況は緊対で把握できなかったとしても、
1:54:33	そこは中操の運転員とかと連携をするようなイメージになることでいいのかわかっていうその実態のちょっと確認をしたかった。
1:54:55	関西電力吉田でございます。実際に現場でそういった火災が発生したということであれば、中央制御室から緊対所に、
1:55:07	そういった一報が入る、入るのを入るので、それで緊対所では状況は把握できるというふうに考えてます。
1:55:20	いや、監査委員の棚橋です。ちょっと今の正確ではないと思ってるんですけど、
1:55:26	中央が把握できてる場合は、連携できると思います。ただし地方が把握できない場合もあると思うんで、
1:55:33	その場合は、現地に行ったものから連絡を、緊急時対策所に入れるということになるかと思います。
1:55:43	はい、規制庁スズキ今の話は実力の話だと思っていて、
1:55:47	本当にSAが起きた後の話っていうのは、何が要因で、
1:55:53	何かの設備が壊れるかどうかなんてのは問わずに、とにかく対処できるものを対処していただけないので、ひょっとしたら例えば、
1:56:01	送水車が、
1:56:02	皮膚来ましたって言ったときに、
1:56:05	その消化を優先するかって多分しなくて、そんなのはもうもやしそのままにしとけと。
1:56:10	他に影響しないんだったらあんまりしたけど、別の代替手段をとにかく優先しろっていうだけだと。
1:56:16	はずなので、
1:56:18	何かそこは使えたらラッキー。
1:56:21	ぐらいの、
1:56:22	話で、
1:56:24	使えるかなっていうぐらい。
1:56:28	なので設計じゃないはずですよ。
1:56:37	規制庁西内ですちょっとイメージがわいてきました。すみません私がちょっと聞き方が悪かったかもしれないけど僕も設計として

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	求めるような話をしてるつもりはないので、とりあえずよ、状況は理解できますし、
1:56:50	と。
1:56:53	了解です。じゃあ、ここの記載どうするかはまた改めて、今の話を踏まえて検討いただくということなので、それは了解しましたで、
1:57:01	続けて、ちょっと若干話がおよんだその次の段落の話に行きたいんですけど1回続けちゃっていいですかね。はい。
1:57:08	衛藤。
1:57:09	まさにさっきの話で、
1:57:11	多分外電喪失時とかに、給電し続けるってということだと思っているんですけど、DGとかの代替電源からですね、これ別に基本設計方針どうこうじゃなくて、最終的に審査資料にちょっと入れて欲しいって話なんですけど。
1:57:24	要はDGとか代替電源の容量にちゃんと火災感知器の
1:57:29	負荷って入ってるよねっていう話を、ちゃんと補足説明資料でまずして欲しいっていう確認です。
1:57:36	要は
1:57:38	そんなにそもそも火災感知器の1個1個の機能が、そんなに負荷あるとは思ってないんですけど、今回それなりに数増えますよね火災感知器の。
1:57:46	あとは受信機盤の方も系統構成変わってると思いますのでそこら辺を踏まえて今回の感知器の追設工事ってのを踏まえても、DGとかあと代替電源の容量設定に問題ないんだよねっていう確認を、
1:57:59	審査資料でまずしっかり確認をさせていただきたいという趣旨で今後出してもらえればと思ってますお願いします。
1:58:09	はい。関西電力遊佐でございます承知しました。
1:58:15	すいません、葛西市長のサイトウですね今のところの段落ですいません
1:58:22	ちょっと事実関係だけ私が不勉強なだけなんで事実関係を教えて欲しいんですけども
1:58:29	要は、外部電源喪失時に一般の建物はディーゼル発電キーでやりますというのはここはすぐわかるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:38	代替電源てどんなものがあるんでしたっけっていう事実確認だけ すいません教えてください。
1:58:45	はい。関西電力吉田でございます。ここでは非常用、
1:58:50	空冷式常用発電装置、衛生設備ですけども、それを代替電源とい うふうにっております。
1:58:58	はい、わかりました。そこはそこで結構です、
1:59:03	その文章の一番最後に、非常用電源からの受電も可能な設計とす るっていうのは、
1:59:13	これはリーダーの発電機とそういった代替電源と蓄電池の受電も 可能な設計とするという読み方でよろしいんですかね。
1:59:26	はい。関西電力吉田でございます。そういった読み方で、間違い ございません。
1:59:33	ここの解釈は阿蘇、それであれば、わかりましたという話です。 あとその次の次の屋外に設置する火災、
1:59:43	感知設備ワー
1:59:45	って書いてあるんですけど、屋外に
1:59:50	設置スルー感知器等はじゃないのかなと思うんですけど、ここは 何か二重書きになって、同じことを2度同じ用語を使ってるのか なともちょっと確認なんですけどね。
2:00:01	屋外火災感知設備行って、要は感知器等々、受信盤、
2:00:08	受信機盤ですよというような定義でお話いただいたんですけど、 ここで書いてある、
2:00:14	話はもう感知器等は、外気温がマイナス10度まで低下しても使用 使用可能なものを設置するという意味だということによろしかっ たですかねというのとあわせて、
2:00:26	その次の文章も同じなんだよね。
2:00:30	その文章がいいのか、
2:00:36	その前の段落の部分の火災感知設備は、受信機盤についても同じ だからいいとしてやっぱり屋外に設置するところだけ、ここだけ 同じこと言ってんですよねって、すいませんその確認だけさし てください。
2:00:54	はい。関西電力吉澤でございます。
2:00:56	ここの火災感知設備はっていうのは感知器等の意味で使っており ますんで、中腹した記載になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:06	ですんで、屋外に設置する感知器等は、該当温度にマイナス 10 度まで低下しても使用可能。
2:01:13	なものを設置するというふうに修正したいと思います。
2:01:19	私からは以上です。
2:01:23	規制庁の今野です。両括弧線について他に何かあればお願いします。
2:01:29	特段なければ、
2:01:32	以上だと思ってるんですけど、あります。
2:01:38	規制庁西内ですけど出発はの次で止めくださいね。
2:01:45	基本設計方針の
2:01:48	共用の部分なんですけど、
2:01:53	と、20 ページ。
2:01:58	20 ページで衛藤。
2:02:01	今の書き方だと、火災感知設備の一部は、感知器等を設置することで共用としているがって書いてて、あれ、まさにこれ言いたいのは、
2:02:12	今まさに話してた火災受信機盤の話なんですけどね、受信機盤もこれ共用だとまず思ってるんですけど、これこの文章ってそれも表現できて、
2:02:21	してるって思っただけなんですけど。
2:02:24	要は火災感知設備の一部は共用としているがっていうふうに読むんですかね、何かあの間文章がですね感知器等を設置することでってところが何か感知器だけを指してるようにも読めて、まず意味合いはどう、どういう意味合いで読めばいいんですかっていう確認だけなんですけど。
2:02:44	その確認とあとは、火災受信機盤も共用ですよっていう確認等ですね、何が共用だと思っただけで、この文章は何を意図しているのかっていうところですね。
2:02:58	はい。関西電力吉澤でございます。
2:03:01	共用するかどうかにつきましては、8 ページ。
2:03:08	いいですね、火災感知器等火災受信機盤。
2:03:14	号機、どのような設定になってるかというのを記載しておりますけども、どちらも共用する設計になっております。
2:03:25	で、この記載については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:03:28	ちょっと火災受信機盤の扱いがちょっと見えませんが、 言いたかったのは共用する共用の感知区域、
2:03:40	火災区域火災区画、
2:03:43	に設置する感知器等は共用にしますと。
2:03:47	ということと、
2:03:49	あと、
2:03:52	火災受信機盤についても、共用するということを述べたかった部分。
2:03:59	になっています。
2:04:01	規制庁西内です了解しましたとりあえず地震基盤も含めて共用ということが明確に書かれていて、この文章それもイトウて書いたものっていうことですね。了解しました。
2:05:34	規制庁西内ですけど追加で、ここの部分ですけど、
2:05:40	今まさにこの共用の部分で共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とするって書いてあるんですけど、これ技術基準であれば15条の5項6項の清木を意図して書かれているのかなという気はしますけど。
2:05:54	先日のヒアリングでも、そちらからも説明いただいた通り、安全設備ではないという話になっていたと思いますので、
2:06:01	そこら辺も含めて、別に宣言しておいてもいいと思いますけど、適正化するのであればあわせて見直していただければいいのかなと思います。あれですね共用っていう趣旨はもうすでに
2:06:12	基本設計方針設備の時点で書かれているので、あえてここで書く必要があるのかっていう部分も含めて、そちらの方で直すなら直していただければいいのかなと感じました。
2:06:24	はい。関西電力吉澤でございます。火災感知器、安全施設ではないというところで、本来であればここについても削除すべきだったんですけども、
2:06:34	ちょっと漏れておりましたエース火災感知設備については、設備の共用のここの部分では削除したいと思います。
2:06:49	関西支社の齋藤ですさっき受信基盤の話があって総合操作盤の話があったんでちょっと事実関係だけすいませんちょっと教えていただきたいんですけども16ページに、
2:07:01	消火設備の警報で、これ
2:07:05	消火設備のところの火災防護審査基準でも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:11	は、2.2. 1の(2)の①のFってところに消火設備故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であることと、
2:07:21	いうふうに書いてあって、ここにそれにたい16ページの一番上の、消火設備の故障警報のところ2、
2:07:30	事実関係として設備上の故障警報を中央制御室に発する設計とすると。
2:07:37	いうふうに書いてあるんですよねこれ
2:07:40	すいません今の設計上は、総合操作盤で受ける形になっているのか、それとも、別に、
2:07:49	この今回のこの総合操作盤とかのこの設計とは別に、別の手段で、声明する形になってるのかだけちょっと確認させてください。はい。関西電力熊倉です。
2:07:59	今ご質問いただいた件ですけれども、本申請で言うております総合操作盤とは別の消火設備用の総合監視盤というものを設けておりましてそちらの方で、
2:08:12	不明するような設計になってください。
2:08:15	承知しました基本的にはこの消火設備の話と、感知の話についてはもう完全に別系統で監視しているということでもいいんですね。はい。関西電力熊倉です。
2:08:27	ご認識の通りです。はい。承知しました。私からはすいません以上です。
2:08:36	規制庁のようなです。この、
2:08:39	全体通してですねこのほかに、何かあれば、
2:08:44	特に規制庁側からはもうないですかね。
2:08:47	それでは、今日の、こちらから確認したいことは以上になります。
2:08:52	あと全体通して、関西電力の方から何かあればお願いします。なければスケジュールの関係の方に移りたいと。
2:09:09	あ、関西電力の小森です。本日やり替え、ありがとうございました。
2:09:14	今後のスケジュールですけれども、今回の内容で補正の内容、我々としてきちんと把握できたつもりでございます。ですので、この後は、ヒアリングを挟まずに、
2:09:26	7月中、7月29目標ですけれども、補正するというスケジュールで進めたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:36	規制庁の米津承知しました。衛藤。
2:09:40	申請する時間がわかりましたらまた事務的にご連絡をください。
2:09:45	それでは全体を通して、奥調査官から何かあります。
2:09:55	はい。ヒアリングお疲れ様でした。はい。お話のやりとり続いてさらにお互いの共通理解というか深まったと思います。あと補正に向けてしっかり作業の方よろしくお願いいたします。以上です。
2:10:15	すいません規制庁のようなですね最後に
2:10:18	ウェブで参加されてるまず原子力事業本部の方から何かあればお願いします。
2:10:27	関西電力原子力事業本部高橋でございます。特にございません。はい。ありがとうございます。関西電力の東京分室の方はいかがですか。
2:10:37	はい。東京文書の方も特にございません。ありがとうございます。はい。ありがとうございます。それでは大塚さんなり、何か全体通して何かあればお願いします。
2:10:48	規制庁大塚です特にありません。はい。ありがとうございます。畠山さん何かアリマお願いします。
2:10:54	はい、畠山です。特にありません。はい。ありがとうございます。それでは、
2:11:00	はい。
2:11:11	すいません少々お待ちください。
2:11:33	すいません規制庁の今野伊佐を渡しました。本件特に何も、これ今の今日本日本日においては特に何も無いようですのでこれで、本日のヒアリングは終わりにしたいと思います。ありがとうございます。
2:11:47	はいどうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。